

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊生環第345号

令和3年4月23日

凶器として使用されるおそれのある刃物の販売業者の実態把握等について  
(通達)

見出しのことについては、これまで「凶器として使用されるおそれのある刃物の販売業者の実態把握等について(通達)」(平成29年6月21日付け熊生環第565号)に基づき実施してきたところであるが、この度、警察庁から別添のとおり「凶器として使用されるおそれのある刃物の販売業者の実態把握等について(通達)」(令和3年3月31日付け警察庁丁保発第28号。以下「新通達」という。)が発出されたことから、今後は新通達に基づき実施することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

※ 警察庁通達「凶器として使用されるおそれのある刃物の販売業者の実態把握等について(通達)」については、警察庁ホームページをご覧ください。